

## 審議事項：諸規定改正

### 第 2 章 会 費

(会費)

第 2 条 会費の年額は、10,000 円とする。

2 診療放射線技師籍取得年度の新入会員の初年度会費は無料とする。2 年目より年会費 10,000 円を納入する。診療放射線技師籍取得 2 年以降の入会については初年度会費 10,000 円とする、再入会員の初年度会費も 10,000 円とし入会時に納入するものとする。

3 会員のうち当該年度に 65 歳に達する者は、会費額を年間 5,000 円とする。

~~3~~4 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。

第 3 条 会費の納入期限は当該年度 9 月 30 日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

(免除申請)

第 4 条 前条第 2 項の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとするものは、1 箇年以上療養したことを証明する証明書を添えて本会に申請するものとする。育児休暇の場合はそれを証明するものを添えて本会に申請するものとする。

(期間)

第 5 条 第 4 条第 2 項の会費免除は、2 箇年を超えないものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は総会の決定を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は昭和 54 年 3 月 2 日より施行する。
- 2 平成 4 年 5 月 31 日改定
- 3 平成 6 年 9 月 10 日第 2 条一部改定
- 4 第 2 条 2 項新入会員の初年度会費については、平成 7 年度より実施する。
- 5 平成 21 年 6 月 27 日第 3 条一部改定
- 6 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 7 平成 23 年 6 月 1 日第 2 条一部改定
- 8 平成 24 年 3 月 18 日第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 3 条改定並びに第 4 条第 3 項及び第 5 条 2 項追加
- 9 平成 28 年 3 月 13 日第 2 条の 2 を改定、並びに第 4 条の 4 項を追加
- 10 令和 4 年 6 月 25 日第 2 条一部改定

## 会費に関する規程

改正案	現行
<p>(会費)</p> <p>第2条 会費の年額は、10,000円とする。</p> <p>2 診療放射線技師籍取得年度の新入会員の初年度会費は無料とする。2年目より年会費 10,000 円を納入する。診療放射線技師籍取得 2 年以降の入会については初年度会費 10,000 円とする、再入会員の初年度会費も10,000 円とし入会時に納入するものとする。</p> <p>3 会員のうち当該年度に 65 歳に達する者は、会費額を年間 5,000 円とする。</p> <p>4 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。</p> <p>第3条 会費の納入期限は当該年度 9 月 30 日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。</p>	<p>(会費)</p> <p>第2条 会費の年額は、10,000円とする。</p> <p>2 診療放射線技師籍取得年度の新入会員の初年度会費は無料とする。2年目より年会費 10,000 円を納入する。診療放射線技師籍取得 2 年以降の入会については初年度会費 10,000 円とする、再入会員の初年度会費も10,000 円とし入会時に納入するものとする。</p> <p>3 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。</p> <p>第3条 会費の納入期限は当該年度 9 月 30 日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。</p>

# 報告事項 1 : 諸規定改正

## 第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 事務所は定款第 2 条にもとづきこの規程による。

(事務所)

第 2 条 事務所は~~広島市南区松川町 1 番 1 5 号ポエム松川 3 0 3~~広島市中区堺町二丁目 4 番 2 6 号ラフィネ堺町 2 0 4 に置く。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は平成 7 年 4 月 8 日より施行する。
- 2 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 3 平成 24 年 3 月 18 日一部改定
- 4 令和 3 年 8 月 1 日一部改定
- 5 令和 4 年 3 月 21 日一部改定

### 総則に関する規程

改正案	現行
(事務所) 第 2 条 事務所は <del>広島市中区堺町二丁目 4 番 2 6 号ラフィネ堺町 2 0 4</del> に置く。	(事務所) 第 2 条 事務所は <del>広島市南区松川町 1 番 1 5 号ポエム松川 3 0 3</del> に置く。

## 報告事項 2 : 諸規定改正

### 相互扶助基金運用規程

(総則)

第1条 この規程は、会員の相互扶助の精神に則し、会員の団結と共済を目的とする。

(基金)

第2条 会費のうち200円をもって本規程の基金とする。

(給付対象及び額)

第3条 給付は次により支給する。

2 結婚は会員のみの場合で、祝電及び5,000円とする。

3 出産は会員の第1子のみで3,000円とする。

4 死亡

(1)会員及び会員の配偶者は、弔電、花輪(時価)、及び10,000円とする。

(2)会員の実父母子は、弔電、及び3,000円とする。

5 災害

お見舞いを一律10,000円とする。

(届出)

第4条 給付は支部理事経由で会長に届けた場合に限る。

2 給付の届出期限は当該年度3月31日までとする。ただしやむを得ない事情により届出の提出が遅延した場合は、前年度までを受付ける。

(特別給付)

第1条 第3条第5項並びにその他の給付については理事会で決定する。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

1 この規程は昭和54年3月2日より実施する。

2 平成元年3月5日改定

3 平成元年4月1日より施行

4 平成6年9月10日一部改定

5 平成11年3月27日第2条一部改定

6 平成21年6月27日一部改定

7 令和4年5月15日一部改定

~~87-~~この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 相互扶助基金運用に関する規程

改正案	現行
<p>(届出)</p> <p>第4条 給付は支部理事経由で会長に届けた場合に限る。</p> <p>2 給付の届出期限は当該年度3月31日までとする。ただしやむを得ない事情により届出の提出が遅延した場合は、前年度までを受付ける。</p>	<p>(届出)</p> <p>第4条 給付は支部理事経由で会長に届けた場合に限る。</p>